

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
評 議 員 会
議 事 次 第

日時：2025年4月28日(月) 12時～

場所：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階
公益財団法人日本陸上競技連盟 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・ 第1号議案 理事の選任について(新たな選任)
- ・ 第2号議案 理事の選任について(任期満了に伴う選任)
- ・ 第3号議案 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正について

(2) 報告事項

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 理事の選任について(新たな選任) ……資料1
- ・ 理事の選任について(任期満了に伴う選任) ……資料2
- ・ 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の改正について ……資料3

選任の経緯

- ・ 潮田副会長、古屋理事からの辞任の意向を踏まえ、評議員会において役員等候補者選考委員会の実施等について承認された
- ・ 2025年4月10日 役員等候補者選考委員会において、候補者の選考を実施した
- ・ 2025年4月21日 第三者審査委員会において、候補者の利益相反該当性を審査した結果、妥当であるとの答申を得た
- ・ 2025年4月24日 第25回理事会において、理事の選任に向けた評議員会を開催することが承認された
- ・ 2025年4月28日 評議員会において、理事の選任（新たな選任）を行う

議案番号	決議事項	主な内容
第1号議案	理事の選任について（新たな選任）	新たな理事の選任

第1号議案 理事の選任について（新たな選任）

理事の辞任に伴い、新たな理事を選任 ※選任後の任期：他の在任理事の任期が満了する時（2025年3月31日に終結する事業年度に関する定時評議員会の終結の時）まで



なかむら りんじ
中村 倫治

1965年2月11日生／東京都副知事

〔選任理由〕

東京都において、公務員としての豊富な行政経験があり、政策企画局長や副知事として、組織運営やガバナンスに関する豊富な知識と経験、総合的な視点に立った判断力を備えている。

これまでも、東京2020大会において、オリンピック・パラリンピック準備局総務部長や局長として、運営組織と一体となって大会の準備・運営を牽引してきた。特に新型コロナに関し、国や運営組織、IOCと連携して対策を講じたことで大会を無事成功に導くなど、運営組織、関係機関との調整やリスクマネジメントに関し深い知見を有する。

現在は、スポーツ推進本部の所管副知事として、東京2025世界陸上・デフリンピックをはじめ、都のスポーツ施策全般を担当しており、従前のスポーツ行政の経験もあわせスポーツ政策に関する多角的な知識も有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について、適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



わたなべ としひで
渡邊 知秀

1969年9月15日生／東京都スポーツ推進本部長

〔選任理由〕

東京都において、公務員としての豊富な行政経験があり、これまで数々の職務を積み重ねる中で、高いコンプライアンス意識をはじめ、多様性の尊重などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

これまでも、東京2020大会において、大会運営組織の総務局次長として、開催都市である都や会場所在自治体との連携・調整を担当し、会場調整などの重要課題を解決してきた。加えて、都民・国民の大会への参画やシティプロモーションなど大会の気運醸成施策を推進した実績を有するとともに、運営組織における組織管理や執行統制に関わるなど、組織マネジメントに関しての豊富な知識・経験を有している。

それ以降も都の生活文化スポーツ局理事(スポーツ総合推進担当)として、また、現在は、スポーツ推進本部長として、東京2025世界陸上・デフリンピックなどスポーツ振興全般を担い、スポーツ行政に対して多角的な知識を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

理事一覧（現任期）

敬称略

役職	氏名	所属先役職等（2025年4月28日時点）
会長	おがた みつぎ 尾 縣 貢	・ 日本陸上競技連盟会長
事務総長	たけいち たかし 武 市 敬	・ 東京都参与 ・ 東京都人材支援事業団理事長
コンプライアンス担当理事	ひろせ しの 広 瀬 史乃	・ 弁護士 ・ 全日本野球協会常務理事
ガバナンス担当理事 セーフガーディング担当理事	やぎ ゆり 八 木 由里	・ 弁護士 ・ スポーツ仲裁裁判所(CAS)仲裁人
広報・PR担当理事	とべ なおと 戸 邊 直人	・ 陸上競技選手 ・ 日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長
広報・PR担当理事	のぐち みずき 野 口 みずき	・ 元陸上競技選手 ・ スポーツ解説者
理事	たさき ひろみち 田 崎 博道	・ 日本陸上競技連盟専務理事
理事	なかむら りんじ 中 村 倫治	・ 東京都副知事
理事	らいた きょうこ 來 田 享子	・ 中京大学スポーツ科学部 スポーツ教育学科教授 ・ 日本陸上競技連盟常務理事
理事	わたなべ としひで 渡 邊 知秀	・ 東京都スポーツ推進本部長

選任の経緯

- ・大会開催年において、前倒し可能な実務を早期に実施する必要性から、評議員会において役員等候補者選考委員会の実施等について承認された
- ・2025年4月10日 役員等候補者選考委員会において、候補者の選考を実施した
- ・2025年4月21日 第三者審査委員会において、候補者の利益相反該当性を審査した結果、妥当であるとの答申を得た
- ・2025年4月24日 第25回理事会において、理事の選任に向けた評議員会を開催することが承認された
- ・2025年4月28日 評議員会において、理事の選任（任期満了に伴う選任）を行う

議案番号	決議事項	主な内容
第2号議案	理事の選任について（任期満了に伴う選任）	任期満了に伴う理事の選任

第 2 号議案 理事の選任について（任期満了に伴う選任）

任期満了※を迎える10名の理事を選任 ※2025年3月31日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時まで



おがた みつぎ
尾縣 貢

1959年6月29日生／公益財団法人日本陸上競技連盟会長

〔選任理由〕

日本陸上競技連盟会長として、陸上競技や大会運営等に精通しているほか、2025年世界陸上を日本に招致するなど、世界陸上の開催趣旨を理解し、陸上競技の発展に努めている。

また、日本オリンピック委員会専務理事や同委員会選手強化本部長、東京2020大会日本選手団総監督及びパリオリンピック日本選手団長などを歴任しており、国内外のスポーツ界の動向に精通しているほか、大学教授も務めるなど、その幅広い経験から、高いコンプライアンス意識をはじめ、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。当財団の会長として、理事会の開催をはじめ、当財団を代表して業務を執行した。

以上から、競技運営の中心的な役割のほか、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



たけいち たかし
武市 敬

1960年4月17日生／東京都参与、一般財団法人東京都人材支援事業団理事長

〔選任理由〕

東京都において副知事を務めるなど、公務員としての豊富な行政経験を通じ、組織マネジメント力に長けているほか、これまで数々の職務を積み重ねる中で、高いコンプライアンス意識をはじめ、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

また、2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に携わった経験のほか、東京都の財務局長として、東京2020大会に関し、国、都、組織委員会で共同実施する事業のコスト管理や執行統制の強化に関わった経験があり、大規模国際スポーツ大会に関して豊富な知識・経験を有している。当財団の事務総長として、会長を補佐するとともに、事務局の事務を統括した。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

第 2 号議案 理事の選任について（任期満了に伴う選任）



たさき ひろみち
田崎 博道

1957年 1 月 20 日生／公益財団法人日本陸上競技連盟専務理事

〔選任理由〕

東京海上日動火災保険会社を始めとする民間企業の役員や業界団体の会長等の経験があり、組織マネジメントの知見を豊富に有している。現在も、日本陸上競技連盟専務理事として、日本陸上競技連盟の組織運営やガバナンスを統括している。

また、元陸上競技選手として、国体や日本陸上競技選手権大会等において、優勝など顕著な成績を残しており、選手目線からの豊富な知識・経験を有している。当財団の理事として、民間企業や大会運営に関する経験から、世界陸上を成功させるために必要な助言を行った。

以上から、陸上競技や大会運営等に関して運営の中心的な役割のほか、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



とべ なおと
戸邊 直人

1992年 3 月 31 日生／陸上競技選手（走高跳）、公益財団法人日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長

〔選任理由〕

現役陸上競技選手（走高跳）であり、男子走高跳の日本記録保持者。オリンピックや世界陸上をはじめ、数多くの国際大会への出場経験があり、世界室内ツアーでは、日本人初のツアー総合優勝を成し遂げるなど、高い競技実績を有しており、陸上競技や大会運営等に関し、アスリート目線からの豊富な知識・経験を有している。

また、日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長として、世界陸上の開催趣旨に深い理解を有し、アスリートの視点から、陸上競技の社会的役割や価値の向上、普及・発展に努めている。当財団の広報・PR担当理事として、イベント等への出演やSNS発信などを通じて当財団の様々な取組を積極的に発信した。

以上から、アスリートの意見を束ね、大会の準備・運営等にその意見を反映させる役割を期待でき、理事として適任である。

第 2 号議案 理事の選任について（任期満了に伴う選任）



なかむら りんじ
中村 倫治

1965年 2 月11日生／東京都副知事

〔選任理由〕

東京都において、公務員としての豊富な行政経験があり、政策企画局長や副知事として、組織運営やガバナンスに関する豊富な知識と経験、総合的な視点に立った判断力を備えている。

これまでも、東京2020大会において、オリンピック・パラリンピック準備局総務部長や局長として、運営組織と一体となって大会の準備・運営を牽引してきた。特に新型コロナに関し、国や運営組織、IOCと連携して対策を講じたことで大会を無事成功に導くなど、運営組織、関係機関との調整やリスクマネジメントに関し深い知見を有する。

現在は、スポーツ推進本部の所管副知事として、東京2025世界陸上・デフリンピックをはじめ、都のスポーツ施策全般を担当しており、従前のスポーツ行政の経験もあわせスポーツ政策に関する多角的な知識も有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について、適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



のぐち
野口 みずき

1978年 7 月 3 日生／元陸上競技選手（長距離走・マラソン）、スポーツ解説者

〔選任理由〕

元陸上競技選手（長距離走・マラソン）で、女子マラソンの元アジア・日本記録保持者。オリンピックや世界陸上をはじめ、数多くの国際大会に出場し入賞した経験がある。特に、アテネオリンピック・女子マラソンで金メダルを獲得するなど、高い競技実績を有しており、陸上競技や大会運営等に関し、アスリート目線からの豊富な知識・経験を有している。

また、各地の市民マラソン大会にゲストランナーとして参加するなど、陸上競技の普及啓発活動に積極的に取り組んでおり、世界陸上の開催趣旨や陸上競技の発展に深い理解を有している。当財団の広報・PR担当理事として、イベント等への出演やSNS発信などを通じて当財団の様々な取組を積極的に発信した。

以上から、女性アスリートの声を代弁し、大会の準備・運営等にアスリートの目線を取り入れる役割を期待でき、理事として適任である。

第 2 号議案 理事の選任について（任期満了に伴う選任）



ひろせ しの
広瀬 史乃

1967年 3 月 8 日生／弁護士、一般財団法人全日本野球協会常務理事

〔選任理由〕

弁護士として、訴訟や知的財産法など法律に関する専門知識と経験を有し、企業法務及びコンプライアンス問題に精通している上、複数企業の社外役員も務めるなど、企業活動やガバナンスに関する幅広い見識を有している。企業の社外役員としてダイバーシティの推進にも携わるほか、海外との文化交流を推進する団体の役員も務めるなど、人権や多様性の尊重にも理解が深い。

また、日本バスケットボール協会や全日本野球協会の役員として、ガバナンス・コンプライアンス面から組織運営に貢献しており、スポーツ界の動向や大会運営にも精通している。当財団のコンプライアンス担当理事として、コンプライアンス委員会の開催や研修等を通じてコンプライアンス強化を推進した。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



やぎ ゆり
八木 由里

1973年 2 月 17 日生／弁護士、スポーツ仲裁裁判所仲裁人

〔選任理由〕

国際馬術連盟（FEI）司法部門への派遣経験（スポーツ庁派遣事業）や国際スポーツ連盟での委員の経験を有し、国際スポーツ法に精通しているほか、日本スポーツ仲裁機構やスポーツ仲裁裁判所（CAS）での仲裁人経験など、スポーツ仲裁（紛争解決）に関する専門知識と経験を有している。JSCのスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会特別委員やIOCセーフガーディングオフィサーとしてスポーツにおけるセーフガーディングにも理解が深い。

また、スポーツ団体の理事や委員等としてガバナンス・コンプライアンス面からスポーツ組織の運営にも貢献している。当財団のガバナンス担当理事及びセーフガーディング担当理事として、第三者審査委員会において人材の採用等利益相反に関することを審議し、当財団のガバナンス確保に尽力した。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

第 2 号議案 理事の選任について（任期満了に伴う選任）



らいた きょうこ
來田 享子

1963年 8 月17日生／中京大学スポーツ科学部スポーツ教育学科教授、公益財団法人日本陸上競技連盟常務理事

〔選任理由〕

大学教授として、スポーツやオリンピックの歴史、スポーツとジェンダーに関する研究に携わっており、スポーツのほか、人権や多様性の尊重などに深い造詣を有している。日本陸上競技連盟の常務理事として、世界陸上の開催趣旨や陸上競技の発展にも理解がある。

また、東京2020大会組織委員会や愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会、日本ボッチャ協会など多くのスポーツ関連団体の役員を務めるなど、大規模国際スポーツ大会に関して豊富な知識・経験を有している。当財団の理事として、ジェンダー主流化の観点やダイバーシティ&インクルージョンの視点から必要な助言を行った。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



わたなべ としひで
渡邊 知秀

1969年 9 月15日生／東京都スポーツ推進本部長

〔選任理由〕

東京都において、公務員としての豊富な行政経験があり、これまで数々の職務を積み重ねる中で、高いコンプライアンス意識をはじめ、多様性の尊重などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

これまでも、東京2020大会において、大会運営組織の総務局次長として、開催都市である都や会場所在自治体との連携・調整を担当し、会場調整などの重要課題を解決してきた。加えて、都民・国民の大会への参画やシティプロモーションなど大会の気運醸成施策を推進した実績を有するとともに、運営組織における組織管理や執行統制に関わるなど、組織マネジメントに関する豊富な知識・経験を有している。

それ以降も都の生活文化スポーツ局理事(スポーツ総合推進担当)として、また、現在は、スポーツ推進本部長として、東京2025世界陸上・デフリンピックなどスポーツ振興全般を担い、スポーツ行政に対して多角的な知識を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

改正の概要

- ・ 2024年9月に「**広報・PR担当理事**」、2025年3月に「**セーフガーディング担当理事**」を業務執行理事として選定
 - ※ 前者は気運醸成イベントや陸上教室等、後者は計画策定への助言や大会時緊急案件への法的助言などを想定
- ・ 大会当年度において、会議体への出席に限らない業務執行理事の業務が想定され、**業務に応じた金額設定が必要**

改正案（規程第3条第2項）

	改正案	現行
報酬額	4時間以内 17,000円	17,000円
	4時間を超える場合 34,000円	

※いずれも、1日当たり

公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程</p> <p>第1条～第2条 (現行のとおり)</p> <p>(報酬等の支給)</p> <p>第3条 当法人は、定款第30条の規定により、常勤の役員の職務遂行の対価として報酬及び賞与を支給することができる。</p> <p>2 業務を執行した評議員及び非常勤の役員に対しては、1日当たり、4時間以内の場合には17,000円、4時間を超える場合には34,000円を支給することができる。</p> <p>第4条～第10条 (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>本規程は、令和5年7月12日から施行し、令和5年6月30日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">公益財団法人東京2025世界陸上財団 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(報酬等の支給)</p> <p>第3条 当法人は、定款第30条の規定により、常勤の役員の職務遂行の対価として報酬及び賞与を支給することができる。</p> <p>2 業務を執行した評議員及び非常勤の役員に対しては、1日当たり17,000円を支給することができる。</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>本規程は、令和5年7月12日から施行し、令和5年6月30日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>本規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>

附 則

本規程は、令和7年 月 日から施行する。

別表1 (現行のとおり)

別表1 (略)